

## ※風俗営業所管理者講習の実施



シンボルマーク

### ○ 根拠規定、受講通知等

風俗営業所の管理者に対する講習は、風営適正化法第24条第6項の規定に基づき実施しており、風俗営業者は、3年に1回、管理者に定期講習を受講させなければなりません。令和4年度は、料理屋、お茶屋等の管理者が対象となります。

受講日の約1ヶ月前に、管理者講習通知書を送付します。

通知書を受けた営業者（法人代表者）の方は、必ず、管理者に受講させてください。

### ○ 講習会に持参する物

- 管理者講習通知書
- 風俗営業管理者証
- 講習申込書（予め管理者住所、連絡先の記載をお願いします。）
- 京都府収入証紙（2600円分）

（収入証紙は警察署又は京都府の出先機関で、あらかじめ購入し、会場に持参してください。なお、郵便局等で販売している収入印紙と間違えないようにご注意願います。

- 筆記用具 印鑑

### ○ 講習を受ける際の注意事項等

- 代理人の受講は認められません。
- 営業者は、やむを得ない理由で当該管理者に受講させることができないときは、その理由、管理者の氏名、住所、営業所の名称及び所在地を記載した書面を講習日の10日前までに営業所の所在地を管轄する警察署生活安全係に提出してください。
- 正当な理由なく受講させないときは、行政処分を受けることがあります。
- 風俗営業を廃業している方は、管轄警察署生活安全係を通じて、速やかに許可証返納（廃業）の手続きをしてください。

## 令和4年度管理者講習日程

月 日	時 間	講 習 種 別	講 習 場 所	管轄警察署	受講対象
7月12日 火曜日	午後1時30分から おおむね4時間	定期講習	京都市大学のまち交流センター (京都キャンパスプラザ) 第4講義室	川 端	料理屋
				上 京	
				伏 見	
				右 京	
				南	
				北	
				西 京	
				向 日 町	
				宇 治	
				城 陽	
				田 辺	
				木 津	
8月3日 水曜日	午後1時30分から おおむね4時間	定期講習	京都市大学のまち交流センター (京都キャンパスプラザ) 第3講義室	東 山 中 京 下 京 下 鴨	料理屋
9月2日 金曜日	午後1時30分から おおむね4時間	定期講習	みやづ歴史の館(中央公民館) 大会議室	綾 部 福 知 山 舞 鶴 宮 津	料理屋
9月6日 火曜日	午後1時30分から おおむね4時間	定期講習	アミティ丹後 研修室A、B、C室	京丹後	料理屋
9月28日 水曜日	午後1時30分から おおむね4時間	定期講習	京都市大学のまち交流センター (京都キャンパスプラザ) 第4講義室	東 山 下 京	お茶屋
10月～ (日程未定)	午後1時30分から おおむね4時間	定期講習	未 定	上 京	お茶屋
			未 定	東 山	
			未 定	中 京 下 京	
			未 定	東 山	
2月中旬	未 定	定期講習	未 定	未受講者対象	
3月上旬	未 定	処分時講習	未 定	府下全署対象	